

岡山県調査、設計、測量業務等共通仕様書 主な改定箇所

本年度の改定のうち特記すべき事項について、次のとおり示します。

改定箇所					改定概要
項目	条項				
	設計	測量	地質・土質調査	用地調査等業務	
用語の定義	—	—	—	第2条	「 <u>照査</u> 」について追記
主任技術者	第1107条第7項	第9条第5項	第108条第5項	第5条第6項	<u>主任技術者は原則として変更できない</u> 旨を記述
照査技術者及び照査の実施	第1108条第1項	—	—	—	<u>赤黄チェックの実施</u> について明記（※1）
	第1108条第7項	—	第109条第3項	第6条第6項	<u>照査技術者は原則として変更できない</u> 旨を記述
業務従事者及び担当技術者	—	—	—	第7条第2項	3名まで→ <u>8名</u> までに変更
書類提出	—	—	—	第12条第3項	テクリスの登録を、業務完了後10日→ <u>15日（休日等を除く）</u> に変更
打合せ等	第1111条第5項	第12条第6項	第112条第5項	第13条第4項	<u>ワンデーレスポンスの実施</u> について明記
守秘義務	—	—	—	第29条	取り扱う情報を、 <u>アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理</u> し、発注者の許可なく <u>転送</u> しないよう追加
個人情報の取扱い	—	—	—	第30条	遵守すべき法令に、 <u>岡山県個人情報保護条例等関係法令等</u> を追加
個人情報の取扱い	—	—	—	第30条第2項	同項以降を共通仕様書から削除し、 <u>業務委託契約書「個人情報取扱特記事項</u> 」（※2）に記載するよう変更

安全等の確保	—	—	—	第31条	<u>安全等の確保義務と事故等発生時の報告義務</u> について記述
行政情報流出防止対策の強化	第1136条第1項	—	—	第32条第1項	<u>行政情報の流出防止策を、業務計画書に記載</u> するよう追記
暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	—	—	—	第33条	追加
保険加入の義務	第1138条	第39条	第139条	—	追加（※3）
盛土・切土設計	道路編第6427条～6429条	—	—	—	追加

※1 赤黄チェックとは

成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査手法。

※2 「個人情報取扱特記事項」は契約書記載事項であり、本事項に関する提出資料は契約担当課に提出するものとするが、提出した資料の写しは契約担当課より工務課等（監督員）に提出される。

※3 受注者は、雇用者等を被保険者とする、雇用保険法等の規程に基づいた保険に加入していることがわかる書類若しくはその写しを業務計画書に添付し、監督員に提出するものとする。

○その他、現場技術業務委託共通仕様書の改定点

- ・「第23条 再委託」に係る条件の改定